



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	安全な自由 : ハッテン場に夢を託した時代における
Author(s)	石田, 仁
Description	公開シンポジウム「『LGBT』はどうつながってきたのか?」. 2018年10月8日. 北海道大学文系共同講義棟 (軍艦講堂) 2階8番教室, 札幌市.
Issue Date	2019-03-31
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/74609
Type	conference paper
File Information	LGBT2018-6_ishida.pdf



安全な自由

―ハッテン場に夢を託した時代における

石田 仁

明治学院大学社会学部附属研究所研究員

このたびは、重要なテーマのシンポジウムにおよびくださりまして、誠にありがとうございます。またこの報告を、多くの方が聞きに来てくださったことに、深く感謝いたします。

私の報告の目的は、「ハッテン場」を題材にとり、同性愛の男性同士の「分断」と「つながり」を振り返るところにあります。出会いを求める男性たちは、公共空間のハッテン場でどういった経験をし、専用ハッテン場に、どんな希望を託したのか。専門誌の資料から読み解きます。また、同性愛の男性たちは表題にみられるような“安全な自由”を獲得していくわけですが、その自由を成り立たせているジェンダー構造について、検討します。

なお、報告の中では「同性愛男性」という言葉を使っています。ゲイ・アイデンティティを持っているとされる人々がそれほど多くないと考えられる時代を扱っているためです。取り扱う資料で「ホモ」「ゲイ」などの語が出てくる場合は、その語を用いました。中には現在では不適切とされる語も含まれますが、扱う資料の関係上、そのまま取り上げたことをご了承ください¹。

1 導入 ―ハッテン場とは何か

ハッテン場を全く知らない方も多いと思いますので、言葉の定義から入ります。「ハッテン」とは、「見知らぬ男性同士が性交渉に至ること、あるいは性交渉に至るまでの過程」を指します。「ハッテン場」はそうした空間です。

ハッテン場には大きく分けて2種類があります。「転用ハッテン場」と「専用ハッテン場」です。転用ハッテン場とは、公共的な空間を転用してハッテン場とするもの。公園、公衆トイレ、公衆浴場、映画館などです。これに対し、専用ハッテン場とは、「ハッテン」を奨励するために作られ、遊客から金子を取る店舗です。旅館・サウナの場合は、均一の館内着に着替えます。

近代社会のハッテン場に関する、最も古くにたどれる描写は何でしょうか。

転用ハッテン場では、江戸川乱歩の『一寸法師』（1927年、昭和2年）に描写があり、浅草公園の見知らぬ男二人が描かれています。三島由紀夫の『禁色』（1951年、昭和26年）には、大正期から日比谷公園は、「この種族」の集まる場所として著名だったと書き記されています。

1 本報告は、『クィアと法』（綾部六郎ほか編、法律文化社、近刊）所収の拙論文「ハッテン場」をもとに講演原稿を作成した。文献の具体的ページ数や詳細な議論などは同書を参考にされたい。
大阪事件に関しては担当弁護士の南和行氏から個人情報などを消去した上で情報の提供を受けた。南弁護士に深く謝意を表したい。

専用ハッテン場としてみなしていいか分かりませんが、志賀直哉は大正7年(1918年)に、京都の席貸しを報告しています(『志賀直哉全集 補巻6』)。誰にも口を訊く必要がなく、帰りに二十銭銀貨を置いていけばよいという不思議な噂の「席貸し」に妻と出かけました。そうしたところ、お爺さん同士、少年同士、すべて男性同士でからまりあっていた状況を目撃します。志賀は「性慾の地獄」とわざわざタイトルをつけて日記に書き残しています。

この他の資料において、専用ハッテン場は、戦前から旅館が数軒あったと稲垣足穂は『少年愛の美学』(1968)で言っています。

専用ハッテン場は1970年代には、事情通でない同性愛男性にも知られていきます。この時期は旅館然としていて「男色宿」とか「淫乱旅館」などと言われました。80年頃を境に、コンクリートによる大きな専用ビルを立てるようになります。それらは「ホモサウナ」「ホモホテル」と呼ばれました。90年前後に、サウナを持たない、レンタルスペースとして届け出る業態が出現します。最初はビデオボックスとして営業されましたが、そのうちビデオの装置が取り去られ、空間だけになります。そして「ヤリ部屋」と呼ばれるようになります。床面積は縮小します。同性愛男性の専門誌『バディ』(97年12月号)は、これを「小化の改新」と呼んでいます。

日本に専用ハッテン場はどのくらいあったのでしょうか。また、どのくらいあるのでしょうか。同性愛男性の専門誌『薔薇族』が広告を載せ始めた78年から2000年までについて、広告出稿軒数を計量してみました。

78年ですでに20軒が存在し、80年代前半には倍増していたことが分かりました。80年代後半にやや落ち込みます。これは、チェーン化による弱小店の淘汰とエイズ・パニックが影響しているでしょう。93年を境として激増します。先述のビデオボックスの普及がこれに該当し、「小化の改新」にあたります。2017年の『バディ』の特集によると、現在、日本に129軒あるそうです。

90年代よりも今は多いといえます。東京での増加が主な理由です。数十年間にわたる人口の首都圏一極集中化が影響しています。大都市であっても、大阪、名古屋、札幌では苦戦しています。札幌で最も古くから確認できるのは同性愛男性のタブロイド紙『アドニスボーイ』(73年5月号)、に出てくる「桜旅館 大番」です。過去には旭川にもありました。「銀嶺旅館」という屋号でした(『薔薇族』83年1月号)。

さて、同性愛男性は、こうした専用ハッテン場やゲイバー以外のところでは、ほぼ、転用ハッテン場に出会いを頼るしかありませんでしたが、そこで彼らたちはどんな経験をしてきたのでしょうか。

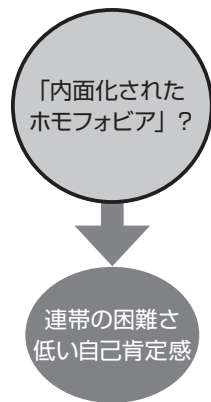
2 転用ハッテン場 ― 疑心暗鬼

まず、転用のハッテン場では、警察の尋問と隣あわせでした。ここに示すのは、警察が取り調べをし、新聞に載った例です。

1978年の冬、徳島市の公園で、夜、密談をしているような5人組を不審に思い、警察官が近寄ったところクモの子を散らすように逃げたため、追跡します。明け方になって男たちは公園に集まっていた目的を自供します。『徳島新聞』は彼らを「特別な関係」と書き、捜査員のコメント「個人の趣味の問題とはいえ、トリ肌が立ってきそう」も載せています(『薔薇族』79年1月号)。警官の声かけは正当な職務に類するかもしれませんが、このコメントからは職務を超えたフォビアが垣間見えます。

また、このようなハッテン場では、同性愛男性相手に恐喝する者もいました。性行為の代償として金品

従来の説明（反証困難）



報告者の立場（データを用いて検証可能な内容に分節すべき）

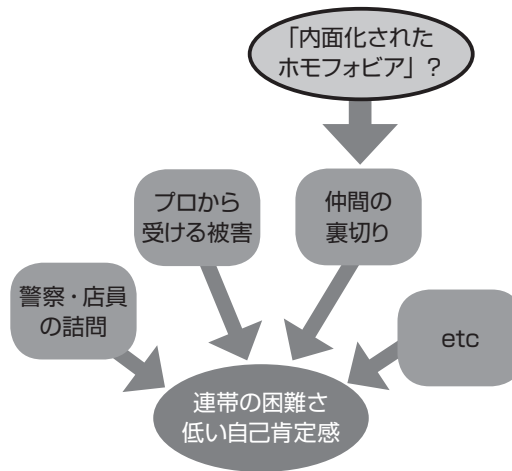


図1 なにが「つながり」を阻害し、自己肯定感を下げているのか？（同性愛男性）

を要求する「プロ」と呼ばれる人達です。「プロ」の性的なアイデンティティは、同性愛者であるとは限りません。戦後から90年代にかけて、非常に多くの文献で、プロからの被害の報告が見受けられます（『風俗奇譚』63年1月号、『アドニスボーイ』73年3月号、『薔薇族』74年1月号、75年6月号、78年4月号など多数）。プロは、日々の獲物となる男性を、身なりなどを手がかりに狙っていました。中には、恐ろしいプロが公園には集まるから、こうした場所には行けないと予習をしていた高校生もいました（『薔薇族』80年2月号）。

それだけではなく、従業員などに警戒された場合、ハッテンを目論んでいた本人が「被害者」を装うこともありました。同性愛男性の会員誌『アドニス』26号（1955年）には、映画館で年上に触らせていたところ、館の者に目を付けられ、お前も仲間か？と詰問されます。本人は、可哀想とおもったけど仲間ではないと答え、あっちに訊いてご覧なさいと高飛車でです。館の者はすぐに納得し、「ヤツショツ引いてくるから、それまで待つて貰つてくれ」と伝えます。こうした店員の反応を見て、本人は、『「被害者」はよかつた。おそらく、あの男より俺の方が、『上手』の被害者だと思うと笑ひがこみ上げた。』と書いて投稿しています。

ところで、90年代に同性愛の解放運動が活発になったころ、なぜ「つながり」ができないのか？ 同性愛男性の自己肯定感が低いのか？ について、よく論じられました。これに対しては「内面化されたホモフォビア」が原因であるという考察をよくみかけました。

その考察は当たっているかもしれませんが、しかし、検証不能な「人の内面」に類するものでもあります。実証科学にはそれを分節し、検証する役割があると信じています。警察・従業員からの監視、プロからの被害、仲間からの裏切りといった状況が、「つながり」を排し、自己肯定感を下げているのかもしれませんが（図1）。

こうした状況に、専用ハッテン場はどんな解を与えたのでしょうか。

3 専用ハッテン場 —「安全な自由」の場の創出

第1節でみたように、専用ハッテン場が事情通でない同性愛男性に知られていくのは70年代です。1973年9月号の『アドニスボーイ』で、ある男性が、大阪の「竹の家旅館」の新しさを切々と説いています。

いわく、宿泊料が前払いである、服と貴重品をフロントが預かる。男性は、「いろんな人が出入りしているから、その方が安全だね」と強調しています。

より後のことになりますが、同性愛男性の雑誌『薔薇族』でも、サウナが一番安全であるという投稿があります。

プロも金銭を忘れて遊べ

当時は、「プロの泊まりはおことわり」とする旅館も多かったのですが、竹の家旅館はそうした入場制限がなく、この旅館を『薔薇族』読者に広く知らしめた志賀淳は、「プロをも金銭を離れて遊ぶことに専念する」ことを義務づけられていたと、書いています（『薔薇族』75年4月号「竹の家物語」）。読者の反応を読むと、竹の家旅館のこの方針はかなりの衝撃だったようです。

竹の家旅館が同性愛雑誌で知られることで客足が向かうようになります。また、似たような旅館が全国に林立していきます。ここに来て、同性愛男性は、「安全」さを保ちつつ性的な「自由」を手に入れます。あるいは「安全な自由」を商売とする市場が、この時期に成立します。

転用ハッテン場に比べて安全であることは、「竹の家旅館」の3代目にインタビューをした伏見憲明氏が、「警察に追われているこの世界の人たちをみて、初代店主は開業したのではないか」とする言質を拾っています（伏見憲明2002『〈ゲイ〉という経験』ポット出版）。

さきほど紹介した志賀淳は「竹の家物語」だけでなく、この旅館を題材として、連載「ノンフィクション ごんぞうの男」と、スピノフの「ディスカバー HOMO 論」を『薔薇族』に掲載しています（『薔薇族』73年7月号・9月号・11月号連載、74年5月号）。ごんぞうとは、沖仲仕（おきなかせ）、荷役の港湾労働者を表す中国・九州地方の方言です。「ノンフィクション ごんぞうの男」は、ごんぞうのヨッちゃんと滋賀県在住の僧侶（「私」≡志賀）が「竹の家旅館」で出会い、互いに惹かれていく物語です。

さて、『薔薇族』の連載「ごんぞうの男」は、単行本『ごんぞうの男』（1975年、第二書房）として刊行されますが、単行本には雑誌に載らなかった後半部も収められています。また、連載時にあった誤植（「自分」）が単行本で修正（「身分」）されています。それは、載らなかった物語の後半部分の根幹にかかわる誤植であったためです。

ヨッちゃんと「私」は、二人が相思相愛であることを確認すると、ヨッちゃんを呼び寄せて同居を提案しますが、やんわり断られます。養子に迎えたいとして「入籍の相談」をすると、ヨッちゃんは苦悩に青ざめ、頑なに拒んでしまいます。

物語の最終部に近い山場で種明かしがなされます。自分は中国地方の未解放部落の出身者であると、ヨッちゃんは告白します。

身分に関する告白を受けてもなお、「私」の思いはゆるぎませんでした。物語の最後では、次の2つの条件が整ってから一緒に暮らすことを誓いあって閉じられます。1つは亡養父の一周忌が過ぎること、いま1つは居所の最寄りの駅が快速で大阪まで一時間の通勤距離に入ることです。

「ディスカバー」する「HOMO」

志賀淳の「ごんぞうの男」と「ディスカバー HOMO 論」は、おそらく、大阪万博と国鉄キャンペーン「ディスカバー・ジャパン」の強い影響を受けています。70年の万博のために国鉄は巨額の投資を行い、輸送力を増強しますが、万博終了後には輸送力が過剰となります。その穴埋めのために、個人旅行を推奨する「ディスカバー・ジャパン」キャンペーンを打ちました。これにより旅行は、団体旅行から個人旅行へとシフトします（山崎昌夫 1971「ディスカバー・ジャパン批判」『中央公論』12月号、梅田昭紀・川上宏 1972「こころのマーケティング：DISCOVER JAPAN 研究」『宣伝会議』1月号、近藤正高 2010『新幹線と日本の半世紀』交通新聞社）。社会において「個人」は、「個人旅行者」との出会いを経験していくようになります。それは、同性愛男性も例外ではありませんでした。当時の竹の家旅館の様子を志賀が描いています。ちょっと見てみましょう。



石田仁氏

「事実、万博の頃はこの竹の家はオランダ人あり、トルコ人あり、ドイツ人あり、アメリカ人あり、ニグロありで、白、黒とりまぜてまるで世界の人種の展覧会のような華やかさを呈しました。外国ではこの竹の家はグリーンハウスが通り名になっているようです。……上はそのような人たちから下は釜ヶ崎の労働者にいたるまで、ここで遊ぶ分には対等の人間同士、（時々逆転することもあり得る）人種、身分、年齢など一切の差別から解放されているところが、まるでホモ天国ともいいたい大らかさがあってなかなか魅力的です。」（『薔薇族 75 年 4 月号』）

志賀の「竹の家旅館」への思い入れは相当なものであると思われます。「僧侶」と、「被差別部落出身」であることを気に病む「ごんぞう」の、それぞれの「身分」が「ディスカバー」するためには、同じ浴衣のみをまとう「男色宿」でないといけませんでした。逆に言えば、純愛の物語は、身なりから「身分」が推測可能なゲイ・バーではなく、流用ハッテン場でもなく、「一切の差別から解放されている」という専用ハッテン場を題材に取る必要がありました。

そしてその二人が、もっている仕事を維持しつつ、暮らしを1つにするというハッピーエンドに至るためには、二人の男のなりわいの地を、通勤のできるほどに快速電車がつなげなければならなかったのです。志賀の作品群が、大阪万博と「ディスカバー・ジャパン」の社会的影響を受けていると私が考える理由は、そういうところにあります。

「自由な移動の力」の獲得とジェンダー構造

ただしその「自由」は当時の男性に特徴的なものであるといえるでしょう。資本の集約化と発達において、男は家業を喪失し、給与所得者になります。その引き替えとして、移動の自由を手に入れました。出張、旅行などです。

その「出張」に対しては、当時の調査によれば、責任感だけでなく、約2割の男性が解放という響きを感じていました（サンボウレジャー産業研究所 1972『ビジネスホテル（プランニング経営実態資料集）』



図2

掲載の旅行雑誌による実際に出張をしていたサラリーマンを対象にした調査より。回答者数450人)。

同性愛男性でも、「出張」に対して、ある種の楽しみを抱いていたことでしょう。「解放」は、ひょっとすると、妻のいる二重生活からの「解放」を含むかもしれません。

『アドニスボーイ』73年10月号では、北海道にも、一人で行っても泊まれる旅館やホテルがあり、それが要所要所にできたら「日本縦断ホモ旅行ができる」と言います。出張や休暇で移動の自由を手にした同性愛男性は、日本各地の観光を名目として、地方のゲイ・バーを訪れ、夜は専用ハッテン場に泊まるという行動パターンもできていきます。

また、専用ハッテン場の最初期は、旅行者によって支えられていたであろうことを、いくつかの資料が示しています。『噂の真相』(90年8月号)には、「ホモ旅館の発祥の歴史は、オリンピック開催から万博ごろというのが業界の一致した意見だ。……東京では、オリンピック開催時に外人ホモたちが……「砂川屋」に入り変わり、“珍重”したのが発祥説

となっている」と伝えています。

何度も取り上げてきたタブロイド紙『アドニスボーイ』は、新宿で発行され、主に都心に住む同性愛男性や、この媒体を取り扱うボルノショップに立ち寄る同性愛男性に読まれていました。この媒体では、毎月のように地方都市の特集をやっていて、東京の男性が地方に何を求めているのかを図らずも示しています。一例を挙げましょう。

「札幌オリンピック以来、札幌には東京の風俗が流れこむのが早くなったようだ。(……) だが、まだ都会の風になじんでいない純なホモが多いようだ。北海道からみると、東京のホモは社交性が豊かだが、人情は薄い」(『アドニスボーイ』73年5月号)

この記事の見出しは、「雪に燃えた札幌の味」とあります。東京人の忘れた「人情」をもつとされる「札幌の男」を味見するという、東京-札幌の構図がみとめられます。

80年代は後半になると、同性愛男性の専門誌において、海外旅行の特集が頻出します。行き先はヨーロッパなどの「教養旅行」ではなく、アメリカ西海岸もありますが、マニラ、タイ、台湾、そして韓国などでした(『ADON』87年4月号、11月号など)。

この行先の選択は異性愛男性と似ているといえます。おそらく、砂川旅館や竹の家が西欧人にもてはやされた60-70年代の「外国と日本の関係」とも同型であるといえるでしょう。

「安全な自由」の極限と象徴的事件

専用ハッテン場は、淫乱旅館と呼ばれたものから、「ホモサウナ」へと移行し、中で全てのことが済ませられるよう、オールインワン、デラックス化していきます。広島にあった「友愛会館」は、結婚式場を

完備した専用ハッテン場です。マスコミの取材はお断りとしており、「安全な自由」の究極の姿を提案したものといたします（図2）（『薔薇族』84年1月号）。

80年6月13日、『京都新聞』は夕刊に、京都の専用ハッテン場「楯蔵」の摘発を報じました。京都の旅館「楯蔵」は、利用客相手に、同性と一夜を共にしたことをネタに恐喝をしていたのです。容疑は、恐喝・旅館業法違反・食品衛生法違反でした。恐喝のほかに、旅館業の届け出をしていなかった、免許を持たない者が飲食の用意をしていたことが問題とされました。これは、専用ハッテン場がつくってきた“安全神話”を逆手にとった象徴的な出来事であるといえます。

4 摘発は何を明らかにするか ― 公権力の介入と「のぞましい性」

「楯蔵」のほかに、公権力は、これまでハッテン場に介入したことがあったのでしょうか。

ソドミー法のない日本は、同性間性行為そのものを摘発できません。昔の出来事として出てくるのは、東京オリンピック（1964年）の前後あたりの資料です。都内随一の転用ハッテン場に「権田原」（神宮外苑）がありましたが、「東京五輪のための道路整備事業」という名目、および、近隣に住まう公営住宅の人々の住民運動の結果、街灯がともされたり、トイレを使用不可にするなどの措置がとられたりして、転用ハッテン場の機能を失っていった出来事がありました（山内昇 1991「現代遺跡・権田原の探検：あるハッテン場の生成と崩壊」『現代風俗'91』）。

専用ハッテン場としては、オリンピック前後に旅館「砂川屋」に刑事が警告に来て営業停止になり、その後、近くの旅館「一条」が摘発を受けたことがありました（『MLMW』79年9月号）。しかし資料からは、容疑や罪状は明らかではありません。

最近では、2011年と12年に、東京・大阪の専用ハッテン場が立て続けに摘発される出来事が起こりました。東京事件は、店員の公然わいせつほう助の容疑、大阪事件は、店員の公然わいせつほう助に加え、客の公然わいせつ容疑です。「楯蔵」の恐喝や食品衛生法などと比べるとハッテン場の本質に迫った摘発といえます。

大阪の事件は、訴えられた店が裁判を起こしました。裁判資料によると、警察は、まず匿名の投書や、店から出た客への事情聴取から、全裸で性行為をしているという供述を得たため、公然わいせつの捜査令状を取り、踏み込みました。いた客の5名はすべて、全裸で通路やソファにいました。ただし個室で性行為をしている者はいませんでした。なお、この店は、3階以上の階では遊客に全裸を義務づけていました。

逮捕に対して、店側はあらずいしました。しかし判決は、刑事告訴をおおむね認める形となりました。店側は上告もしましたが斥けられました。

店内における全裸に対しては、大阪地裁は「他の遊客の性交類似行為に関する性欲を刺激し、興奮させ、あるいは満足させるような行為であるため、わいせつな行為にあたる」とし、店はその公然わいせつをほう助したと認定しました。

なお、弁護人は、そのように行為者の背景事情を解釈する形でわいせつな行為を認定するのは恣意的な基準をよびこむので、適切ではないと争いましたが、裁判所はそれには触れず、「まず本件行為はそれ自体として普通人の正常な性的羞恥心を害するものである」と述べました。

この「普通人の正常な性的羞恥心を害する」は、1951年（昭和26年）のサンデー娯楽事件の裁判

（最高裁判所昭和 26 年（れ）第 172 号、5 月 10 日第一小法廷決定）で示された「わいせつ」の定義です。とはいえこの 51 年定義には、何が「普通」で何が「正常」かが、はっきり示されていません。今回の弁護人も、その「普通」や「正常」の無定義の問題に言及したと聞きます。しかし裁判では不問に付され、過去のわいせつ関連事案と同じ文言をくり返されたのみでした。

店舗側の対応

検挙の情報が専用ハッテン場に流れると、一部の店舗は閉鎖しました。営業を存続した店舗はミックスルームを廃止してすべて個室にしました。薬物の使用禁止、共用部での全裸の禁止、個室の 3 名以上の利用の禁止を告知しました。壁に空いていた穴（グローリーホール）は塗りつぶされました。

この対応は、判をついたように画一的でした。なぜでしょうか？ ここからは、専用ハッテン場の店長に私がインタビューで得た内容の話をします。

警察の指導が入ったと、複数の店長は証言しています。複数の店長いわく、警察は専用ハッテン場のことを知らないわけではなく、お店のウェブサイトの情報などからかなり正確に把握しています。このため、「モグリの営業はありえない」というのが店長クラスの認識です。

こうしたことから、開業の際には、一応形式的には正攻法をとって、警察に「ハッテン場を開業したい」として相談にいきます。しかし、警察は「直接的に規制する法律はないので対応できない」と追い返します。

けれどもなおも粘り強く交渉すると、警察からは、閉じられた空間での一対一の利用客同士の「自由恋愛」の話が出ます。それ以上は「自分で考えて」と言うのみだそうです。

ハッテン場の店長は、これを自主規制の基準として解釈します。

「閉じられた空間での一対一の利用客同士の『自由恋愛』」を守る限りでは、警察は積極的に取り締まる理由がなくなります。なぜなら、私が考えるに、おそらく、異性愛の“売買春”がこの理由によって正当化されているためです。

「自由恋愛」を今より規制することになれば、売買春も規制せざるをえなくなるためでしょう。

専用ハッテン場の成り立ちをということは、同性愛男性の「つながり」を歴史的にみるだけではなく、警察行政が「正しい」とする「（異性愛男）性」の許容される性のあり方を逆に照らし出すことにもなる、と私は考えています。

処遇にセクシュアリティの非対称性はあるか

もっとも、納得できかねる点があります。自由恋愛とされる「買春」は、事実上金銭が介在しています。しかしこれは、「普通人」や「正常な性的羞恥心」を「害」するものではないのか？ 裁判所は明らかにしません。

法の作用に、セクシュアリティの非対称性はあるのでしょうか。

ある、という立場を取る人には様々な説があります。同性愛は社会的影響が少ないから免れているという人、警察利権が薄いから積極的な規制をしつけないという人、いろいろいます。これに対して、同性愛に対する嫌悪が警察にはあり、こうした摘発を行わせているという説もあります。

これを明らかにするために、比較対象として人々が思いつきやすいのは「ハプニング・バー」です。検挙も増えているといえます。しかし、検挙の頻度、罪状、刑事裁判における有罪の論理構成は、資料が

なく比較できていません。

もっとも、男女間を取りもつハブバーは、男性によるレイプと隣り合わせにあるので、単純な比較はできず、ジェンダーの問題も考えないといけないという意見もあります。もちろんその可能性もなきにしもあらずですが、レイプを生じさせないために、店内では非常に複雑なルールがあり、店員の監視もあるとも聞いています。いずれにせよ単純な比較はできず、今後の課題です。

ハッテン場を研究すればするほど、分からない点も新たにいくつかでてきました。答えを探せていない事柄も多いのですが、今回は私のおこなっている研究の最前線を皆様に共有させていただき、「つながり」や「排除」を考えるきっかけとさせていただきました。私からの「安全な自由」をテーマとした報告は以上です。

(近藤)

ありがとうございました。

では、ただいまより15分の休憩とします。15時55分にご着席をお願いします。

休憩時間に質問用紙を回収しますので、スタッフにお渡しください。

(休憩)